葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「農業行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第１項の表市町村の項第１号中「農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における農家数」を「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第10項に定める農家数」とする。

八　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「農業行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第１項の表都道府県の項第１号中「農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における農家数」を「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第11項に定める農家数」とする。

九　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「水産行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる水産業者数については、第十六条第１項の表都道府県の項第二号中「漁業センサス規則によって調査した平成30年11月１日現在における水産業者数」を「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第12項に定める水産業者数」とする。

十　［略］

十一　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅱ係数の算定に用いる第１項第１号の表第１項に定める市町村の人口については、第十六条第十項中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

十二　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅲ係数の算定に用いる人口については、第十条第二十三項中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

十三　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める県及び市町村の「地域振興費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる人口については、第十六条第１項の表都道府県の項第三号中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」と、第十六条第１項の表市町村の項第１号中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

十四　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によって算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-\underline{0.163}\times B/A\}\times\underline{34.3}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{34.3}$

（$B-A$）、（$B-A$）／$A-\underline{0.163}\times B/A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-\underline{0.163}$

郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の「農業行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第１項の表市町村の項第１号中「農林業センサス規則によって調査した平成27年２月１日現在における農家数」を「令和３年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第10項に定める農家数」とする。

十　特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「水産行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる水産業者数については、第十六条第１項の表都道府県の項第二号中「漁業センサス規則によって調査した平成25年11月１日現在における水産業者数」を「令和３年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第12項に定める水産業者数」とする。

十一　［同上］

［新設］

十二　特定被災地方公共団体のうち、福島県、大船渡市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村の「地域振興費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる人口については、第十六条第１項の表都道府県の項第三号中「平成27年人口」を「令和３年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

［新設］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によって算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-\underline{0.100}\times B/A\}\times\underline{35.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{35.5}$

（$B-A$）、（$B-A$）／$A-\underline{0.100}\times B/A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-\underline{0.100}$